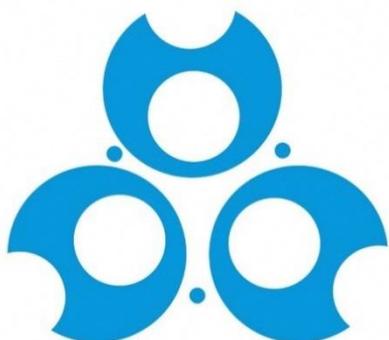


第5次只見町行政改革大綱



令和4年12月

只見町

－ 目 次 －

第1章 行政改革大綱策定の背景	
I 策定の趣旨	1
II 本町の現状と課題	
1 人口構造の推移	2
2 財政運営の現状	3
(1) 決算の状況(一般会計)	3
① 歳入の状況	3
② 歳出の状況	4
(2) 地方債と財政調整基金の状況	5
① 地方債(町債)について	5
② 積立基金残高について	6
(3) 財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～	6
(4) 義務的経費の増加に対する懸念	7
III 将来に向け検討すべき課題	
(1) 公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～	8
(2) 事業の検証と見直し ～ 物件費、補助費等及び扶助費の高まり～	9
(3) 収入源の適正確保 ～ 自主財源と新たな財源の確保～	10
第2章 行政改革の必要性と動向	
I 行政改革の必要性	11
II 国や地方公共団体の動向	11
III 新たな行政改革の方向性	12
第3章 新たな行政改革の取組み	
I 基本方針	
1 基本理念	13
2 計画期間	13
3 改革の3つの柱	13
〈第1の柱〉〈第2の柱〉〈第3の柱〉	
II 行政改革の具体的方策	
1 〈第1の柱〉効率的・効果的で持続可能な行財政運営の推進	15
2 〈第2の柱〉組織機構の最適化と新しい技術を活用したスマート自治体の推進	17
3 〈第3の柱〉明るく元気で明朗な行政サービスを提供できる組織の育成	19
III 行政改革の推進体制	
1 行政改革の組織体制	22
2 計画の推進管理	22

第1章 行政改革大綱策定の背景

I 策定の趣旨

本町では、平成8年度から平成14年度まで「第1次只見町行政改革大綱」を策定、平成15年度から平成24年度まで「第2次只見町行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進してきました。

さらに、平成16年2月に「只見町行財政改革プログラム」、平成18年3月には「只見町集中改革プラン」を策定し、積極的に行政改革を推進してきました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故、平成23年7月新潟・福島豪雨による甚大な被害からの災害復旧、復興に対応するため、平成24年3月に「中期財政見通し」(平成24年度～平成26年度)を示し、復旧、復興事業を最優先に実行するとともに、平成26年度からは「災害復興の加速」、「課題への挑戦」、「ユネスコエコパークの根幹」の3つを掲げ、短期・集中的に事業を推進するため、「第3次只見町行政改革大綱」を策定するとともに、「中期財政見通し」(平成27年度～平成31年度、以降3年ごとに作成)を示し、効率的に事業の推進を図ってきました。

その後、第4次行政改革大綱期間(平成30年度～令和4年度)においては、JR只見線の洪水による不通区間の復旧及び只見線利活用促進、駅前賑わいエリア整備など交流人口・関係人口の増加を図り、人口減少対策等多くの行政課題に取り組んできました。

この間、国は人口減少時代の到来に伴う地方の衰退が顕著として、「まち・ひと・しごと創生」として、地方における人口減少の克服と地方創生を行い、将来に渡って活力ある日本社会を維持することを目指すこととしています。

また、2050カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの導入やデジタル田園都市国家構想などデジタル技術を活用した取り組みも推進しています。

只見町では、「只見町人口ビジョン」及び「只見町総合戦略」の策定とあわせて、「第七次只見町振興計画(平成28年度～令和7年度)」を策定し、「只見ユネスコエコパーク」の理念・目標に基づき、各種施策を推進しています。

しかし、国道289号八十里越の開通が数年後にせまり、只見町を取り巻く環境が大きく変化しようとしており、また、新型コロナウイルス禍やデジタル技術の発展、経済状況の変化など社会情勢が大きく変化していることから、これらの環境変化を的確に捉え、柔軟に対応できる組織機構の見直しも必要となっています。

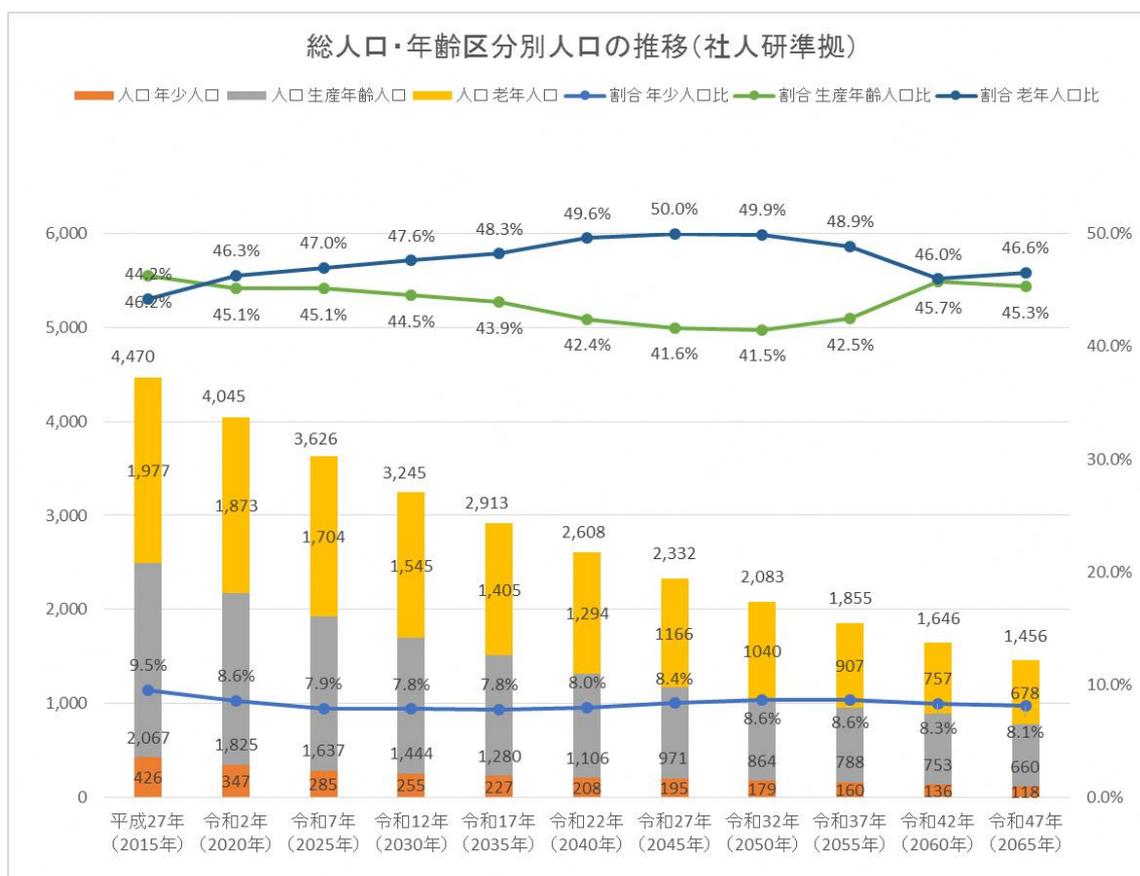
これらの様々な問題に的確に対し、各種事業の着実な推進と行政資源の重点的、効率的な配分を行い、これまでの成果や本町を取り巻く環境の変化等を踏まえた行財政改革の推進を図るため、第5次只見町行政改革大綱(令和5年度～令和9年度)を策定します。

II 本町の現状と課題

1 人口構造の推移

全国的に少子化による急速な人口減少と高齢化が加速していますが、本町の人口も加速度的に減少しており集落機能の存続も危ぶまれる状況となっています。

これらの将来人口推計からも分かるように、将来的には更なる人口の減少が予想されています。



(只見町人口ビジョンより¹⁾)

人口の推移予想を経年で見ますと、老年人口(65歳以上)が増加し、生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)は減少するなど、少子高齢化が進行している状況がわかります。

現在の推計のとおり推移した場合、激しい人口減少が続き、生活基盤や集落機能の維持が困難になるなど、人口の減少対策が生活に直結する課題となっています。(平成27年度4,470人、令和22年度2,608人、25年間で1,862人、41.7%の減少)

¹ 只見町人口ビジョン:将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を町民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和2年3月に「只見町人口ビジョン」を策定しました。「只見町人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、町内の開発動向等を加味しながら、本町における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

2 財政運営の現状

本町の財政規模(一般会計)は、歳出決算額において、平成23年新潟・福島豪雨の翌年の平成24年度に約70億、平成25年度に約65億を超えましたが、その後は、おおよそ約55億円から63億円台で推移しています。

(1) 決算の状況(一般会計)

① 歳入の状況

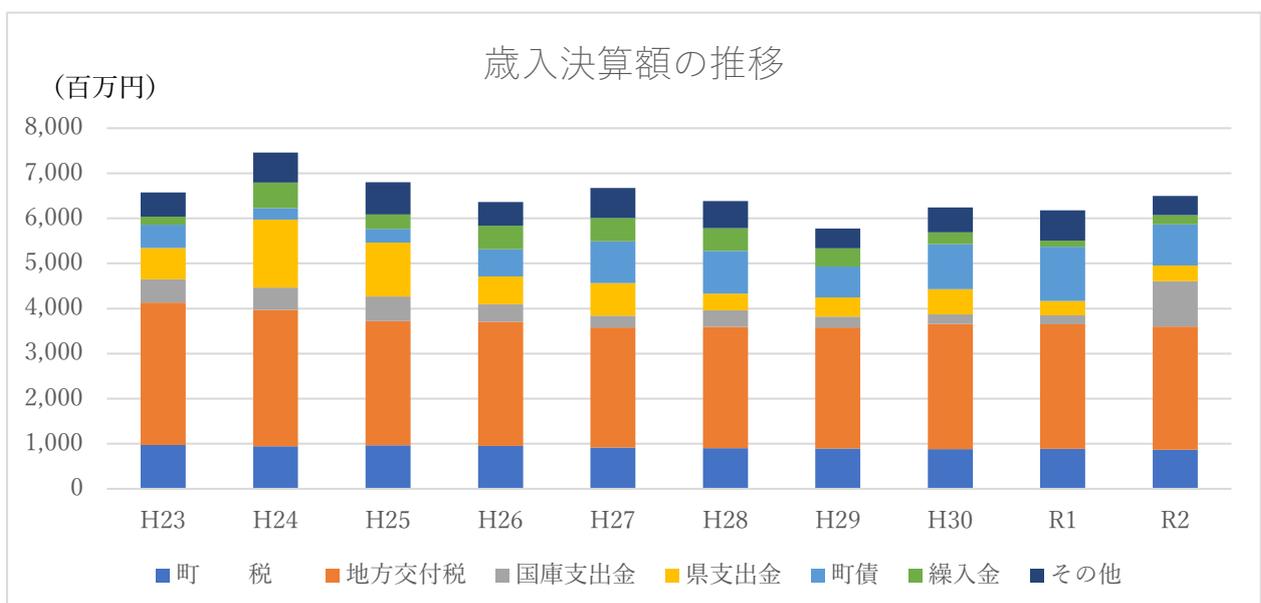
一般会計の令和2年度歳入決算の総額は、約64億9千6百万円となっています。

歳入は、町税、使用料、手数料等のように市町村が自主的に収入できる「自主財源」と、国庫支出金等のように国や都道府県等により定められた額を交付される「依存財源」とに大きく分けることができます。

一般的に自主財源の占める比率が高いほど望ましい財政状況であるといわれ、令和2年度決算では、歳入のうち自主財源の占める比率が20.2%となっており、全国自治体の平均よりも低い水準となっています。

(単位：百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
町税	975	947	967	951	914	903	898	882	891	866
地方交付税	3,158	3,023	2,755	2,760	2,668	2,690	2,684	2,776	2,762	2,738
国庫支出金	513	493	545	385	258	370	240	208	192	1,003
県支出金	695	1,509	1,200	616	722	368	425	560	322	344
町債	518	252	300	601	930	947	685	1,002	1,206	916
繰入金	177	567	322	524	515	504	407	263	135	202
その他	536	669	710	525	667	600	439	551	669	427
計	6,572	7,460	6,799	6,361	6,675	6,382	5,777	6,243	6,177	6,496



平成23年新潟・福島豪雨の翌年の平成24年度以降においては、県支出金の一時的な増加が見られました。これは、災害復旧のための事業が実施されたことによる補助金の増加です。

また、経常的な財源である町債においては、平成 25 年度では約 3 億円だったものが、平成 30 年度では過疎債、緊急防災・減災事業債などの増加により 10 億円を超えています。

② 歳出の状況

一般会計の令和2年度歳出決算の総額は、約62億9千4百万円となっています。

歳出の行政目的別にその割合を経年の推移として示したのが下記のグラフとなっています。

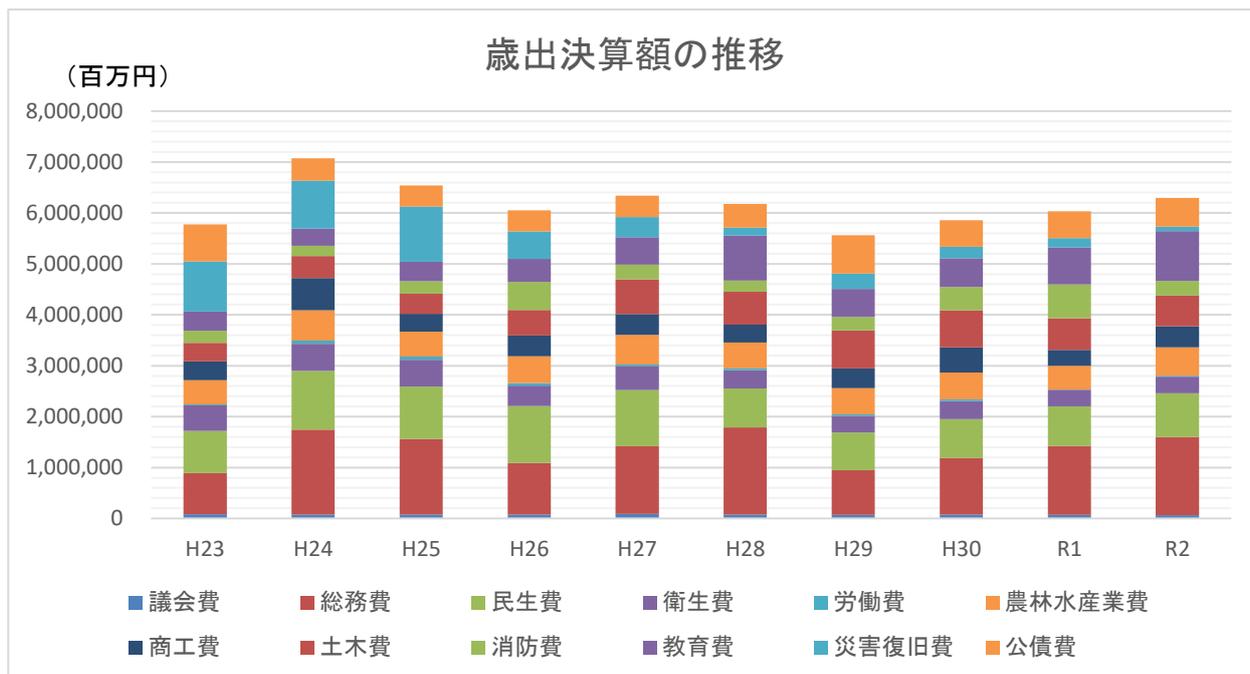
令和 2 年度の決算で一番大きな割合を占めたのは、主に庁舎の管理運営、戸籍関係事務、企画、ユネスコエコパーク事案などにかかる費用を支出する総務費で、約 15 億 3 千 7 百万円(24.4%)となりました。続いて、小・中学校、只見高校支援、社会教育施設などにかかる費用を支出する教育費が、約 9 億 7 千9百万円、福祉にかかる費用を支出する民生費が、約8億5千4百万円(13.6%)、道路、橋梁、河川、公営住宅、町道除雪などにかかる費用を支出する土木費が、約6億2百万円(9.6%)、町の借金を返済する費用を支出する公債費が約5億6千2百万円(8.9%)となりました。

経年の推移では、全体的に増加傾向であり、中でも教育費が平成23年度から令和 2 年度までの10年間程度で、2.5 倍以上の伸びを示し、続いて、土木費が 1.7 倍近い伸びを示していますが、除雪経費の増及び燃料代の高騰など社会情勢による影響も大きくなっております。

(単位：百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
議会費	85	75	76	78	87	74	70	77	71	66
総務費	803	1,668	1,487	1,016	1,332	1,716	875	1,112	1,350	1,537
民生費	831	1,158	1,025	1,113	1,100	761	743	761	780	854
衛生費	500	532	529	404	467	361	327	362	325	325
労働費	20	63	63	50	39	37	31	27	8	19
農林水産業費	479	592	487	523	581	510	512	529	463	563
商工費	368	634	355	411	407	346	387	496	315	412
土木費※	361	432	390	503	682	645	748	726	618	602
消防費	239	201	245	551	294	220	262	457	664	291
教育費	375	339	384	447	533	887	555	566	731	979
災害復旧費	986	942	1,083	539	396	155	296	223	181	86
公債費	730	440	414	416	421	464	755	524	528	562
計	5,776	7,075	6,538	6,052	6,338	6,176	5,562	5,859	6,034	6,294

※土木費については、除雪に係る経費を含む

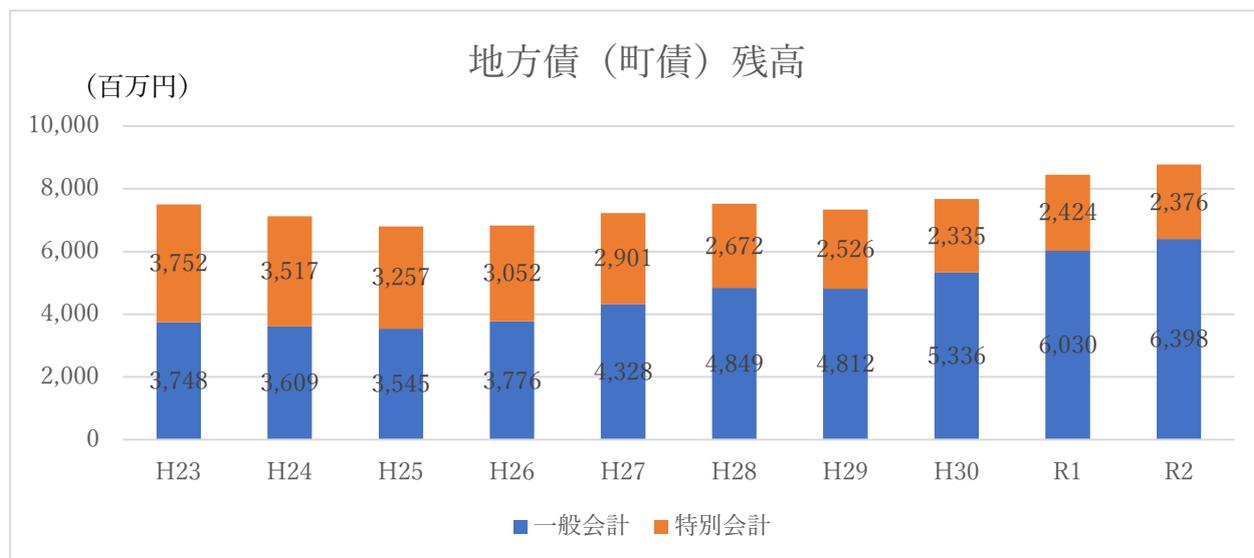


(2) 地方債(町債)と財政調整基金の状況

① 地方債(町債)について

町の借金である地方債の残高は、令和2年度決算において、前年度比約3億2千万円増の約87億7千4百万円となっています。

地方債は、今後の発展に繋がる施設の建設等に対して、世代間負担の平準化を図るために活用するものですが、近年、防災対策・自然災害に対応した事業、民具収蔵庫などの大規模施設の整備を受けて、一般会計の地方債残高は増加傾向となっています。



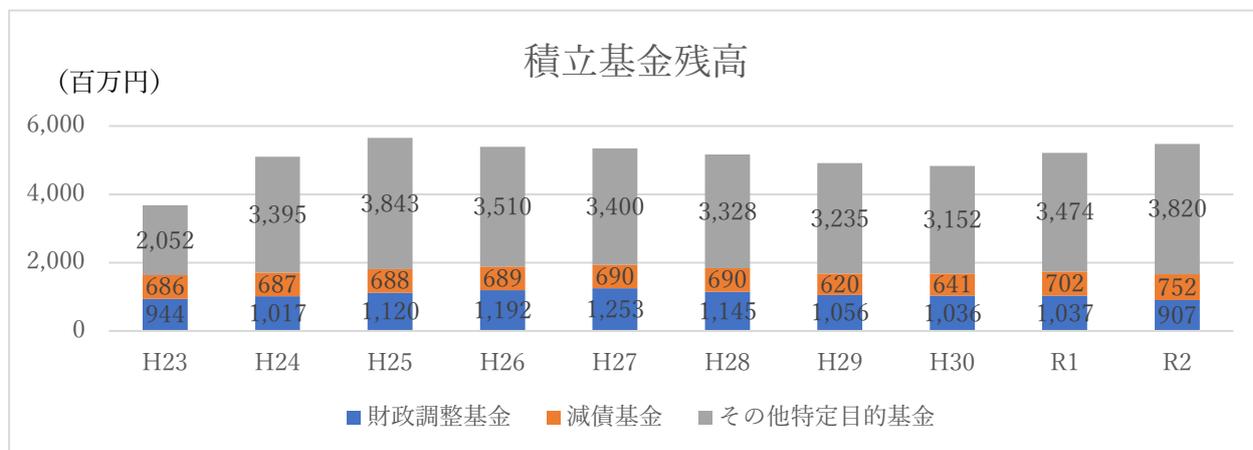
② 積立基金残高について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる財産又は資金のことです。

財政調整基金は、財政運営に当たって調整財源として活用可能な基金です。平成 27 年度に最大約 12 億 5 千万円の残高がありましたが、税収減等に伴う財源不足、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策事業実施のための財源不足を補うため取り崩しを行った結果、令和 2 年度には約 9 億 1 千万円まで減少しました。

減債基金は、町債元金の償還に活用可能な基金です。将来の元金償還の安全を確保するため、令和 2 年度までに約 7 億 5 千万円の積立てを行いました。

その他特定目的基金は、公共施設の維持補修費用や、地域振興、観光振興など、特定の目的のために必要な事業に充てるための基金です。令和 2 年度までに、公共施設等再生整備基金に約 15 億 6 千 5 百万円、地域振興基金に 7 億 4 千 3 百万円など、合計で約 38 億 2 千万の積立てを行いました。



(3) 財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～

財政構造の弾力性を表す経常収支比は平成 23 年度からほぼ右肩上がりとなっており、財政の硬直化が進行していることが分かります。経常収支比率の増加の主な要因は、物件費、維持補修費、補助費などの経常的経費が増加していることがあげられます。財政の硬直化がこれ以上進むと、災害時などの臨時的経費の増加に対応することも難しくなるため、今後も増加傾向にある経常経費の抑制に取り組む必要があります。



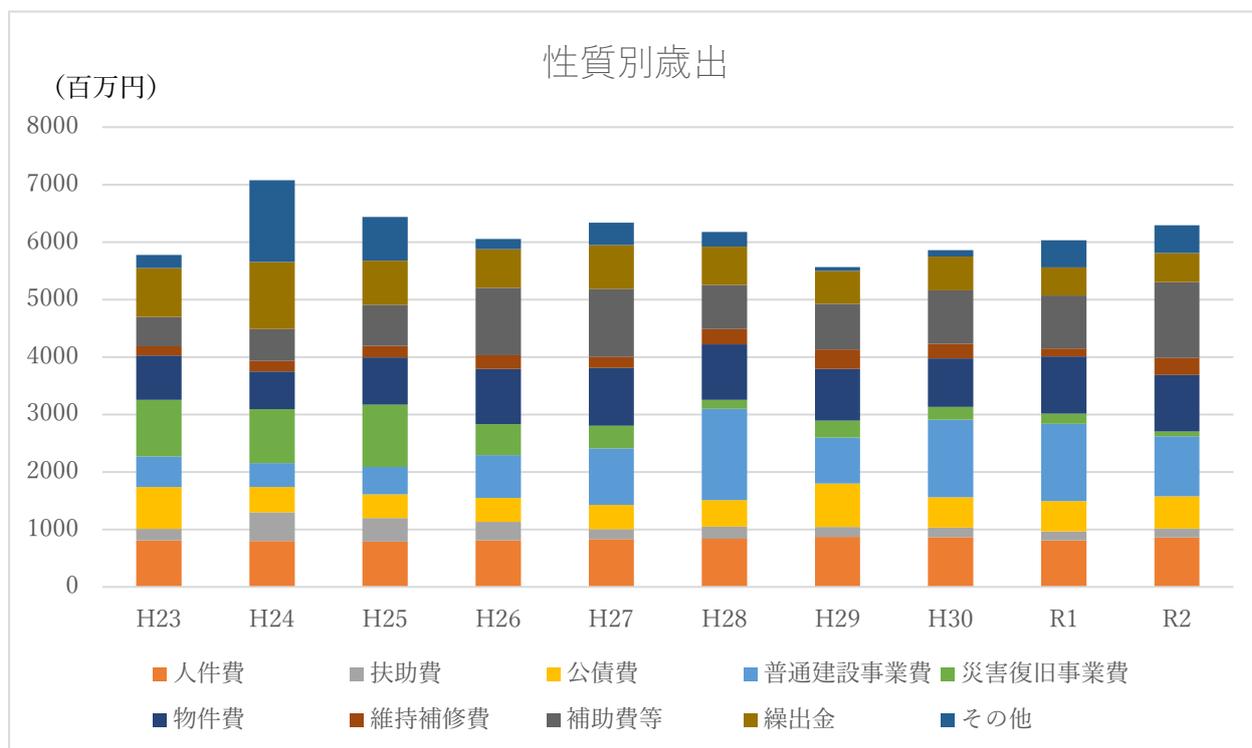
(4)義務的経費の増加に対する懸念

歳出決算額の見方の中には、前述した歳出の種類(歳出科目)に基づいたものの他に、経済的な性質に基づいた「性質別分類」があります。

歳出決算額を性質別分類で振分け、表したものが下のグラフとなっています。

(単位:百万円)

年度 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	809	799	788	810	831	838	869	867	810	859
扶助費	200	500	409	323	176	210	174	166	156	155
公債費	730	440	414	416	421	464	755	524	528	562
普通建設事業費	531	415	474	746	980	1,589	801	1,350	1,343	1,044
災害復旧事業費	986	942	1,083	539	396	155	296	223	181	86
物件費	773	652	826	958	1,007	964	900	846	991	981
維持補修費	160	185	198	240	194	270	338	258	139	304
補助費等	511	553	718	1,170	1,181	764	791	922	921	1,315
繰出金	849	1,170	764	676	763	667	572	594	491	504
その他	228	1,421	764	173	389	257	66	108	476	485
計	5,776	7,075	6,438	6,052	6,338	6,176	5,562	5,859	6,034	6,294

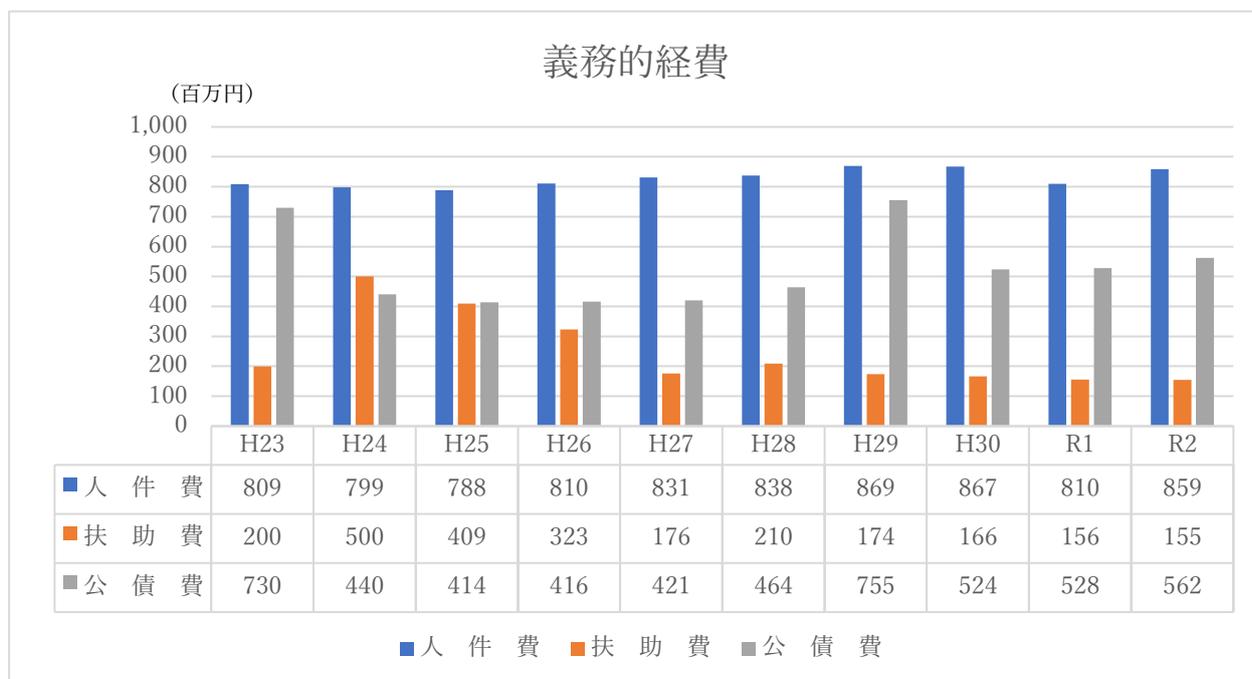


前述した経常収支比率の上昇要因である経常的経費のうち、特に「人件費」、「扶助費」、「公債費」の3つの費目は、義務的経費の主要素であるといわれています。

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費のことで、きわめて硬直性の強い経費となっています。

社会情勢の変化に伴い、高齢化の進行による社会保障費の増や、これまでの大規模公共事業に係る公債費の増など、義務的経費は今後も増加傾向にあります。また、維持補修費が増加していることから、老朽化が進む公共施設への対応や今後予定されている役場新庁舎建設など、厳しい財政状況が今後も続くことが想定されます。

このため経常経費比率を抑制し、弾力性のある財政運営を実現するためには、義務的経費の「人件費」、「扶助費」、「公債費」について、将来を見据えた検討が必要となっています。



3 将来に向け検討すべき課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～

本町の公共施設の総棟数は 150 施設(246 棟)であり、建築後 30 年以上経過した建物が全体の半数以上を占めています。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設せずに既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後 40 年間で約 682.5 億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

また、今後予定されている道の駅整備や役場新庁舎建設など大規模施設の整備が控えており、地方債の増加が予想されます。現在の毎年の公債費の試算では、令和 2 年度決算の 5 億円から、令和 5 年度には 7 億円を超えると試算していますが、それらの償還が始まることで公債費の更なる増額が予想されています。

よって今後も、地方債を財源とした公共施設の更新、大規模工事等は必要なことから、実施スケジュール等を全庁的に集約、管理して、実施そのものの必要性の検討や財政負担の平準化を図るなど、公債費の抑制や施設総量の縮減、運営コストの削減等に努めることが必要となっています。

施設の用途		施設数	棟数	延床面積(m ²)	延床面積構成比
1	行政施設	2.0	2.0	3,577.8	4.7%
2	町民文化系施設	34.0	34.0	9,116.6	12.1%
3	社会教育系施設	3.0	3.0	2,070.5	2.7%
4	スポーツ・レクリエーション施設	3.0	3.0	1,774.3	2.4%
5	保健・福祉施設	3.0	5.0	4,746.1	6.3%
6	学校教育系施設	7.0	25.0	20,444.8	27.1%
7	子育て支援施設	3.0	3.0	1,951.0	2.6%
8	産業系施設	5.0	9.0	1,795.9	2.4%
9	公営住宅	20.0	42.0	9,447.4	12.5%
10	医療施設	5.0	10.0	3,700.6	4.9%
11	観光施設	15.0	47.0	11,402.1	15.1%
12	歴史的建造物	1.0	1.0	99.0	0.1%
13	供給処理施設	1.0	1.0	852.0	1.1%
14	その他の施設	48.0	61.0	4,364.5	5.8%
総計		150	246	75,342.5	100.0%

< 出典：「只見町公共施設等総合管理計画 R4.3 改訂版」より >

(2)事業の検証と見直し ～物件費、補助費等及び扶助費の高まり～

年々増加傾向にある、物件費、補助費等の中でも、指定管理料などの委託料及び各種団体、事業者などへの補助金・交付金の割合が最も高くなっています。

各事業において個別にその果たす役割・効果、積算根拠等の再点検と再評価を行い、効果の乏しい事業、不明確な事業、緊急性が低下した事業、団体に対する補助、少額な補助については、廃止・縮減を図ります。公共施設の指定管理料を始めとする、イベント運営など委託事業について、内容を精査し効果の判断を行い、費用の積算が正しく行われているか点検する必要があります。

また、扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方自治体が行う支援に要する経費です。

前述のグラフからは、扶助費については大きな増加は見られませんが、今後の高齢化の進行などに伴い、社会保障対策等に係る扶助費がさらに増加し、義務的経費を圧迫することが予想されますので、扶助費抑制に向けた取り組みも必要となっています。

(3)収入源の適正確保 ～自主財源と新たな財源の確保～

歳出削減による財政の健全化を進める一方、効率的な財政運営を支える自主財源についても適正な確保に努めます。

町税の適正な課税や財産収入など限られた財源の確保と有効活用に努め、安易に住民に負担増を求めることのないよう自主財源の調査、研究、町有財産の有効活用を行います。

また、ふるさと納税の拡充と森林環境税や国・県補助金、特別交付税の有効活用など既存制度と共に新たな財源の確保に取り組み、あらゆる財源の確保に努めます。



Tadami

只見町



第2章 行政改革の必要性和動向

I 行政改革の必要性

前述のとおり、本町ではこれまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員の定員適正化等に取り組んできました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の一層の進行など、本町を取り巻く社会情勢は日々変化しており、人口構成の変化や社会保障関係費の増大、老朽化する公共施設の長寿命化や再配置等、新たな行政課題は今後の行政運営に大きな影響を与える重大な問題です。

これらの懸案を先送りせず、迅速に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

様々な変化の中、町民のニーズを的確に捉え、町民の視点に立った公共サービスを提供し、町民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が必要であり、そのためにも行政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが重要です。

このような状況から、更なる行政改革の取組みが必要であり、新たな行政改革大綱を策定し、取組みを推進していきます。

II 国や地方公共団体の動向

国は、「社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが地方公共団体に求められている」、「厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、更なる業務改革の推進が必要である」とし、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(平成27年8月28日付け総務大臣発)を通知しています。この通知により、現在、各地方公共団体ではICT¹の効果的な活用、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング²、事務事業の民間委託等の推進等、行政改革の推進に取り組んでいます。

加えて、平成29年度からは「自治体戦略 2040 構想研究会」³が開催され、我が国の少子化による急速な人口減少と高齢化、また取り巻く環境の変化の中で、いかに地方自治体が安定して、持続可能な住民サービスを提供し続けることができるかについて議論、研究が進められています。

また、地球温暖化対策のための2050カーボンニュートラル⁴の実現、AI⁵・IOT⁶などデジタル技術を活用し、地方からの地域活性化を図るデジタル田園都市国家構想⁷をはじめ、幼児から高校教育まで一貫し、充実した子育てを担う子ども家庭庁の創設、官と民、あらゆる業界に波及し世界的な取り組みとなっているSDGs⁸の推進など多くの社会情勢の変化に応じた課題に向けた取組みを行うべく政策の転換と推進を図っています。

¹ ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

² アウトソーシング：業務を外部の専門業者などに委託すること。

- ³ 自治体戦略 2040 構想研究会：2017 年 10 月に総務省に設置された研究会。多様な自治体行政の展開により社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、高齢者（65 歳以上）人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理したうえで、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する。
- ⁴ カーボンニュートラル 2050：2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。
「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
- ⁵ AI（人工知能）：一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」という意味合いで理解されています。
- ⁶ IoT：“Internet of Things”の略でモノのインターネットと訳されています。モノがインターネット経由で通信し相互に連携することを意味します。
- ⁷ 「デジタル田園都市国家構想」：地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮め、デジタル実装を通じた地方活性化を推進する構想です。
- ⁸ SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本を含め世界中で積極的に取り組んでいます。

Ⅲ 新たな行政改革の方向性

今後、更なる少子・高齢化の進行と生産年齢（15～64歳）人口の減少に伴い、社会保障費の増大、地域コミュニティの維持、景気の低迷や雇用の確保に関する懸念等が将来に向けた大きな課題となっており、税収の減少や経常的、義務的経費の増加が危惧されています。

ライフスタイルや価値観の変化、核家族化の進行等により行政ニーズも多様化する中で、将来を見据えて行政サービスの水準を維持するためには、民間活力の導入や近隣自治体等との連携による行政サービスの効率的な提供等、新たな考え方に基づく行財政の仕組みを構築することも必要となっています。

この、第5次行政改革大綱では、将来にわたり質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を踏まえつつ、新たな発想を取り込みながら、安定した行財政基盤を堅持し、将来を見据えた行財政運営を目指します。

第3章 新たな行政改革の取組み

I 基本方針

1 基本理念

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、地域間競争や国際情勢の変化などによる動きなど、大きな節目の時期にあります。

また、地域社会においても、進展する地方分権型社会における「自主性」と「自立性」を高めながら、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担い合う体制を強化することが、ますます重要となってきています。

第5次行政改革大綱は、第7次只見町振興計画における「行財政運営」を担い、効率的・効果的な行政運営の推進、安定した財政運営など、持続的に質の高い行政サービスを提供するための仕組みと環境を整え、振興計画の着実な推進を下支えするものです。

振興計画の推進に合わせて、確実に見込まれる人口減少社会の到来と社会経済情勢の変化に適切に対応し、新しい発想や官民の共助のもと将来を見据えた行政経営を展開するとともに、限られた行政資源を最適配分及び有効活用して、効率的・効果的な行政経営を確立することを目指し、行政改革の基本理念は「社会情勢の変化にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の推進」として、行政改革を推進します。

2 計画期間

本行政改革の計画期間は令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)の5年間とします。

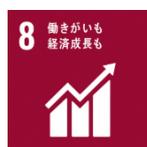
3 改革の3つの柱

基本理念の実現に向けて、次の3つを改革の柱と位置付け、それぞれの改革目標を達成するため、行政改革の取組みを推進します。

<第1の柱> 効率的・効果的で持続可能な行財政運営の推進

○将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

より効率的・効果的な財政運営や業務執行体制を構築し、公共施設や町有財産の有効活用や第三セクターの経営改善といった合理的な行財政運営を目指し、社会経済情勢の変化にも適切に対応できる安定した行財政基盤を堅持し持続可能な町とするための行政改革を行います。



※SDGs17の目標の内、関連のあるもの(以下同様)

<第2の柱> 組織機構の最適化と新しい技術を活用したスマート自治体の推進

○限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

従来からの職員配置の適正化、事務手順の見直し、組織・機構の統廃合、民間活力の導入の取組みを行うとともに、国が進める未来投資戦略に掲げる「Society 5.0」⁹などの革新的デジタル技術を活かして社会課題を解決する等、新たな取組みを行政運営に導入することで、時代の要請に即した行政サービスの提供や行政運営の効率化・スマート化をめざした行政改革を行います。



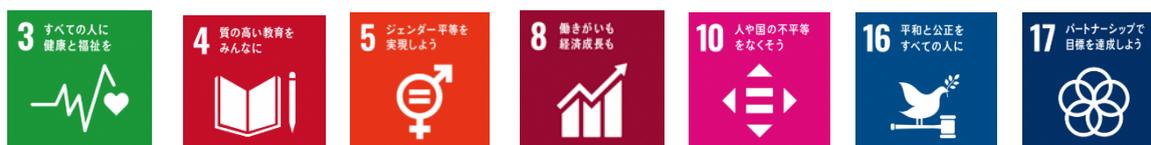
9 Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。

<第3の柱> 明るく元気で明朗な行政サービスを提供できる組織の育成

○行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

地方分権の進展や行政サービスの多様化等により、職員の業務量も増加していることから、より一層の効率化や職員自らが健康の維持・増進に気を遣う等、職場内での業務改革や職員の意識改革が必要性を増しています。

このような状況から、経費削減等の目に見える効果のみを目指すだけではなく、職場内の意識や組織文化の改善を行い、積極的な研修等への参加を促進し、効率的で質の高い事務を行うための活気あふれる職場環境を整えることで、充実した町民サービスを提供できるよう行政改革を行います。



Ⅱ 行政改革の具体的方策

1 <第1の柱> 効率的・効果的で持続可能な行財政運営の推進

(1) 職員の定員・給与の適正管理

職員定数については、全国的な人口減少が進行しており、当組織でも全般的な人員不足な状況にあります。職員数と業務執行量のバランスを考慮した適正な定員管理計画と職員採用の推進に努めます。

また、職員給与については国の制度改革の動向、県人事委員会や他の市町村との均衡などを考慮しながら、適正な給与水準の維持に努めます。

○職員数 KPI 単位:人

項目／年度	令和3年度	令和8年度
職員数	102	121(定年延長者含)
新規採用職員数	5(令和4年4月1日付採用)	2

(2) 中長期的な財政の健全化

実質公債費比率などの主要な財政指標は良好な状態にはありますが、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立していくため、中長期的な財政運営の指針を定め、公債費残高の着実な低減を図るなど、財政の健全化に努めます。

新たな財源の確保として、ふるさと納税の積極的な活用を図り、JR只見線の維持や各事業の財源の捻出を推進します。

また、統一的な基準による地方公会計の整備を図り、財務書類等を作成し、予算編成等に活用します。あわせて、補助金等の適正化をはじめとする歳出の見直しと自主財源をより安定的に確保するための取り組みが重要であるため、引き続き、町税等の収納率向上、受益者負担の適正化を図ります。

○財政状況 KPI 単位:%

項目／年度	令和3年度	令和8年度
実質公債費比率	3.0	2.8
経常収支比率	79.2	79.2
財政力指数	0.23	0.23

(3) 公共施設マネジメントの強化

① 公共施設等総合管理計画の活用

公共施設等総合管理計画を活用し、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置及び維持管理を実現します。

② 未利用財産の有効活用

長期的視点に立った、総合的かつ計画的な公共施設の管理を行う公共施設等総合管理計画を活用し、本町が所有する行政財産、普通財産について、その利用価値を検証し、

行政財産のうち将来使用しないと見込まれるもの、普通財産で現在または将来にわたり利用計画のないものについては、誘致企業等への貸付や売却を行い、新たな財源を確保する等、未利用財産の有効活用を行います。

○公共施設管理 KPI 単位:千円・棟

項目/年度	令和3年度	令和8年度
遊休施設数	1	0

(4)地方公営企業等の経営健全化

本町における地方公営企業は、簡易水道事業、農業集落排水事業、介護サービス事業(只見町介護老人保健施設こぶし苑)の3事業です。

簡易水道事業と農業集落排水事業については、公営企業会計への移行の準備を進めている段階となっています。効率的な会計運営を推進し、積極的に経営状況を公開し、計画性・透明性の高い公営企業経営の促進を図ります。

○公営企業 KPI 単位:千円

項目/年度	令和3年度	令和8年度
簡易水道事業 他会計から繰入金額	6,093	5,788
農業集落排水事業 他会計から繰入金額	8,601	8,170
介護サービス事業 他会計から繰入金額	62,595	59,465

(※償還分除く)

(5)第三セクター等の健全化

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民に関わる身近な事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

現在、町が筆頭株主の第三セクターは、株式会社季の郷湯ら里(出資割合 69.4%)、株式会社社会津ただみ振興公社(出資割合 76.2%)、只見特産株式会社(出資割合50.1%)の3社です。

町では、適切な経営が行われることを目標として、第三セクター等を活用した経済再生・地域再生等について検討するとともに、第三セクター自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことが必要となっております。このため、各第三セクターの横の連携と経営の健全化に向けた、抜本的な改革を推進することとします。

2 <第2の柱> 組織機構の最適化と新しい技術を活用したスマート自治体の推進

(1)組織機構の最適化

人口減少が進むと想定される本町において、限られた資源(財源・人材)から最大限の効果を生み出すためには、効率的・効果的な組織運営が必要です。現状において、複雑・多様化する行政需要、人口減少に伴う教育・福祉対策など山積する課題の克服、町づくりの根幹となる「只見ユネスコエコパーク」推進事業や持続可能な地域社会の構築などに的確に対応していくためには、既存の人員や組織機構で対応することが困難な状況になりつつあることから、常に機動的で効率的・効果的な業務執行を行うことができるよう、次の視点から各部門の強化と見直しを進めます。

- ①乳幼児期から高校生までの子育てを継続的に支援し、一貫した子育て・教育行政を推進する部門
- ②より地域に寄り添い社会教育や地域コミュニティの強化を図る部門
- ③広域的、中長期的視点から持続可能な行財政計画を作成・推進する部門
- ④少子化・高齢化などによる人口減少問題に横断的に対応し、交流人口や関係人口の増加、これまでの町の応援者との絆を改めて尊重、Iターン・Uターン者の増加と安定した雇用の創出、空き家等を活用した定住促進、若者世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど、総合的に人口減少対策を進める部門
- ⑤JR只見線の全線再開や利活用促進、国道 289 号八十里越開通、株式会社モンベルとの包括連携、第三セクターの総合的経営改善、将来的な道の駅建設など町の大きな観光系環境の変化へ戦略的に施策展開を行う部門
- ⑥まちづくりの根幹を担う、自然との共生と持続可能な地域の社会経済の発展をテーマとした「ユネスコエコパーク」の取り組みをより推進させるための部門
- ⑦商工業分野においてより事業者のニーズに沿った政策を展開し、事業者間の連携と地域経済の発展・循環を図る部門
- ⑧よりスムーズで安定的な水道・集落排水事業の運営や町営住宅の提供を推進する部門
- ⑨地域の医療・福祉・介護の分野を包括的に考え、地域包括ケアシステムを確立・運営する部門

○組織改革目標

項目／年度	令和 5 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
組織再編成	実施	検証	評価・検討

(2)事務事業の再編・整理・廃止・統合(PDCAサイクルの実践)

本町が行う事業を客観的に評価し改善を進めるため、計画(Plan:何をどのようにしていくのかについて決定)―実行(Do:計画にしたがって実行)―評価(Check:計画の達成度合いを評価し、成功・失敗要因を分析)―改善(Act:計画を改善するか、内容を変更するかどうかを決定)のマネジメントサイクルによる行政評価システムを推進します。

○財政状況 KPI 単位:回

項目／年度	令和3年度	令和 8 年度
事務改善委員会開催	4	4

(3) デジタル技術を活用した住民サービスの向上

各種手続きの電子化や AI など日々進歩するデジタル技術の行政手続き等への積極的活用を図り、便利で簡易な住民サービスの推進に努めます。

○デジタル化推進 KPI 単位:件

項目/年度	令和3年度	令和8年度
デジタル手続き導入件数	0	10

(4) 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

① 民間委託等の推進

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を行い、公の施設の中で町の直営で管理運営するよりも、行政サービスの向上や経費の削減が期待できる施設は、民間への業務委託、指定管理者制度を積極的に導入します。

② 指定管理者制度等の活用

公の施設について、指定管理者制度を導入済の施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効率的・効果的に運営を行う。また、複数施設の一括指定や、施設業務の一部を指定管理者制度に移行するなど、幅広い視点から管理のあり方について検証します。

○アウトソーシング KPI 単位:件

項目/年度	令和3年度	令和8年度
指定管理制度導入数	8	10

※各地区集会所を除く

(5) PPP¹⁰/PFI¹¹ の導入

公共施設等運営権制度の導入や、公共施設の維持更新・集約化などへの PPP/PFI の導入等を検討します。また、公共施設等総合管理計画と、固定資産台帳の整備・公表を通じて民間事業者の PPP/PFI 事業への参入を促進します。

○PPP・PFI 導入 KPI 単位:件

項目/年度	令和3年度	令和8年度
導入件数	0	2

¹⁰ PPP:(Public Private Partnership)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や、効率的かつ効果的な公共サービスを提供する手法。

¹¹ PFI:(Public Finance Initiative)とは、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

3 <第3の柱> 明るく元気で明朗な行政サービスを提供できる組織の育成

(1) 職員の能力向上

最少の人員で最大の効果をあげるため、職員一人ひとりの能力を高めることが引き続き重要です。各種研修への積極的な参加を図り、職務に応じた人材育成を推進するとともに職員全員がおもてなしの気持ちと、常に町の魅力を PR する精神を醸成し、職務能力の向上と意識改革等に取り組み、明るく元気で明朗な行政サービスを提供できるよう努めます。

① 人材育成の推進

- ・ふくしま自治研修センターにおける研修の実施
- ・専門研修機関における職員研修等の実施
- ・「只見町人材育成基本方針」の見直し
- ・各分野での外部研修への積極的な参加
- ・町内民間企業での研修への参加

② 人事交流の促進

- ・福島県等との人事交流の実施

○職員研修等 KPI 単位:件数

項目/年度	令和3年度	令和8年度
研修参加者数(延人数)	170	195
人事交流数	0	1

(2) デジタル技術を活用した働き方改革

RPA¹²による各種事務作業のオートメーション化や行政手続きのデジタル技術活用、会議等のオンライン参加などの推進により、事務作業の効率化・合理化を図り、さらなる働き方改革を推進します。

¹²RPA：ロボティック プロセス オートメーション(Robotic Process Automation)、通称 RPA は、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組みです。

○デジタル技術導入 KPI 単位:件数・時間

項目/年度	令和3年度	令和8年度
デジタル技術導入数	0	4
RPAによる業務短縮時間 (年間/1業務あたり)	0	50 時間

(3) 町民の利便性の向上

① 町民の視点に立ったサービスを提供する上で、利便性の高い窓口サービスの改善や高齢化社会に対応した行政サービスに取り組む必要があることから、情報通信技術等を活用し、振興センター、保健福祉センター等、より町民に身近な場所で多様なサービスの提供が可能か検討します。

② 各種問い合わせがあった場合や事業推進時において、高度な専門性を必要とする場合を除いては窓口を一本化し、複数の部署への問い合わせの削減に努めます。

○利便性向上 KPI 単位:件数

項目/年度	令和3年度	令和8年度
手続き簡素化件数	0	5

(4)開かれた行政の推進

①「広報ただみ」やインターネットによるホームページ・フェイスブック等 SNS をさらに活用し、町の情報をわかりやすくお知らせします。また電子情報の漏えい防止など、個人情報の保護に努めながら情報を町民と共有し、透明性の高い行政運営を進めます。併せて、効率性・経済性を十分考慮した上で、地域、NPO、企業など多様な団体と行政がそれぞれ役割を担いながら連携・協力を努めます。

②各種計画等についてのアンケート調査や公聴会等常に町民の意識を行政に反映できるよう幅広く各種意見を行政執行に取り入れることができるよう取り組みます。

○情報発信 KPI 単位:件数

項目/年度	令和3年度	令和8年度
FB 発信件数	116	174

(5)常態的業務改善意識の醸成

常に改善の意識を持ち、業務にあたり職員一人ひとりが、より良く効率的な業務の執行について考えながら取り組むことができるよう、常日頃からの業務改善意識の醸成を推進します。

○職員意識改善 KPI 単位:人

項目/年度	令和3年度	令和8年度
自己啓発研修参加数	0	5

(6)適正な人員の確保

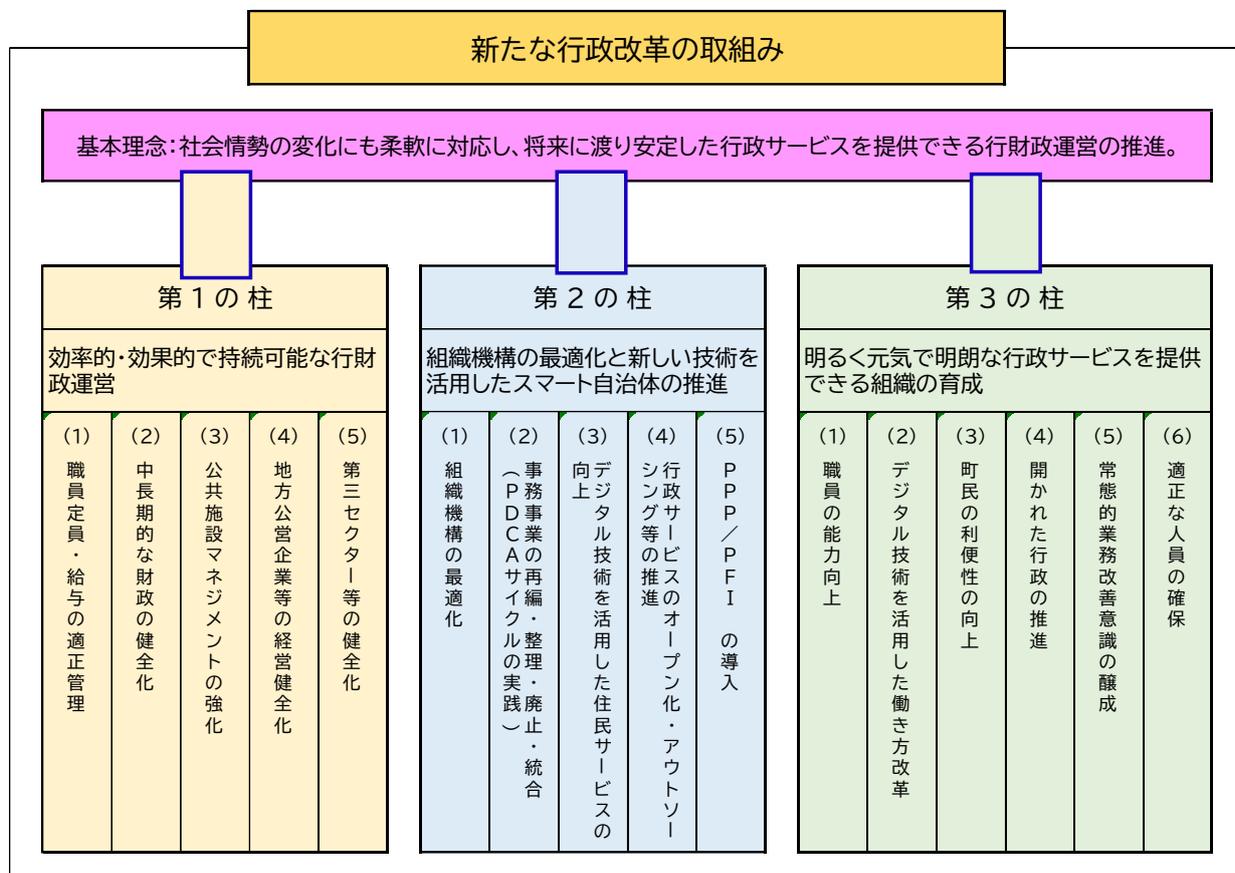
人口減少が進み、全国的な人手不足の状況の中、本町においても人員不足となっており、各分野での人材の確保は重要な課題であるため、時代の流れに応じた人材確保の手段を講じる必要があります。

地域内での地元就職・UI ターン人材の確保、空き家を活用した移住の推進などと連携して引き続き職員の確保に尽力していきます。

○人材確保 KPI 単位:人

項目/年度	令和3年度	令和8年度
職員数	102	121
会計年度職員数	115	100

<新たな行政改革の取組みイメージ>



Ⅲ 行政改革の推進体制

1 行政改革の組織体制

(1)只見町行政機構改革審議会

只見町行政機構改革審議会条例に基づき、町民から幅広い意見を聴くため、各種団体の代表者や公募からなる「只見町行政改革審議会」を設置し、町長の諮問に応じて、町行政の近代化及び組織機構の改革に関する重要事項について調査審議します。

(2)只見町行政改革推進本部

行政改革の推進を図るため、町長を本部長とし、各課等の長で構成する組織。只見町行政改革推進本部が中心となって、行政改革大綱の策定及び実施に関する進行管理を行います。

(3)只見町事務改善委員会

副町長を委員長として各課等の副課長級職員で構成する組織。町の行政機構及び事務処理の改善に向けて検討・協議を行い、合理的かつ能率的な行財政運営へ向け、住民サービスの向上と事務処理の効率化・近代化を推進します。

2 推進管理

只見町第5次行政改革大綱に掲げる「効率的・効果的な行財政運営」の実現を図るため、本大綱の職員への周知徹底を図り、只見町行政改革推進本部等により、進行管理を行い推進します。

なお、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直し作業を行うこととします。

